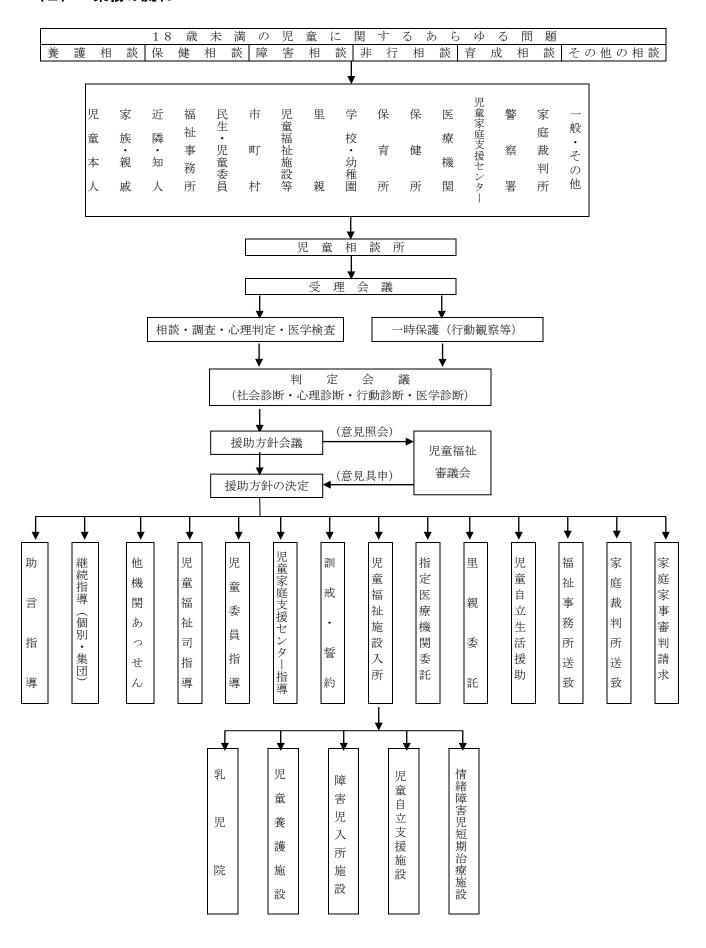
福祉こども総室 <七戸児童相談所>

1 相談業務

(1) 相談の種類と主な内容

\ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ 	旧吹り住放し上る	
養護相談	養護相談	父又は母等保護者の家出、失踪、死亡、離婚、入院、稼働及び服役 等による養育困難児、棄児、迷子、虐待を受けた子ども、親権を喪失 した親の子、後見人を持たぬ児童等環境的問題を有する子ども、養子 縁組に関する相談
保健相談	保健相談	未熟児、虚弱児、内部機能障害、小児喘息、その他の疾患(精神疾患を含む)等を有する子どもに関する相談
	肢体不自由相談	肢体不自由児、運動発達の遅れに関する相談
	視聴覚障害相談	盲(弱視を含む)、ろう(難聴を含む)等視聴覚障害児に関する相談
障害相	言語発達障害等相談	構音障害、吃音、失語等音声や言語の機能障害をもつ子ども、言語発達遅滞、学習障害や注意欠陥多動性障害等発達障害を有する子ども等に関する相談(ことばの遅れの原因が知的障害、自閉症、しつけ上の問題等他の相談種別に分類される場合は、それぞれのところに入れる)
談	重症心身障害相談	重症心身障害児(者)に関する相談
	知的障害相談	知的障害児に関する相談
	発達障害相談	自閉症若しくは自閉症同様の症状を呈する子どもに関する相談
非行	ぐ犯行為等相談	虚言癖、浪費癖、家出、浮浪、乱暴、性的逸脱等のぐ犯行為、若しくは飲酒、喫煙等の問題行動のある子ども、警察署からぐ犯少年として通告のあった子ども、又は触法行為があったと思料されても警察署から法第25条による通告のない子どもに関する相談
相談	触法行為等相談	触法行為があったとして警察署から法第25条による通告のあった 子ども、犯罪少年に関して家庭裁判所から送致のあった子どもに関す る相談(受け付けた時には通告がなくとも調査の結果、通告が予定さ れている子どもに関する相談についてもこれに該当する)
	性格行動相談	子どもの人格の発達上問題となる反抗、友達と遊べない、落ち着きがない、内気、緘黙、不活発、家庭内暴力、生活習慣の著しい逸脱等性格若しくは行動上の問題を有する子どもに関する相談
育成相談	不登校相談	学校及び幼稚園並びに保育所に在籍中で、登校(園)していない状態にある子どもに関する相談(非行や精神疾患、養護問題が主である場合等にはそれぞれのところに分類する)
	適性相談	進学適性、職業適性、学業不振等に関する相談
	育児・しつけ相談	家庭内における幼児のしつけ、子どもの性教育、遊び等に関する相談
その他	その他の相談	上記のいずれにも該当しない相談

(2) 業務の流れ



(3) 相談の状況

平成26年度に児童相談所が受け付けた相談の総件数は、529件で前年度に比べ52件減少した。

相談種別では、「養護相談」が229件(43.3%)と最も多く、「障害相談」が188件(35.5%)、育成相談が60件(11.3%)、「非行相談」が21件(4.0%)となっている。

表 1 年度別·相談種類別児童受付数

	養	護	保健		障	<u>.</u>	ž	害		非	行		育	成		その他	
	児童	そ	保	肢体	視聴	言語《	重症	知	自	次の	触法	性	不	適	し	そ	計
	童虐	の		不自	視聴覚障害	言語発達障害等	重症心身障害	的 障	閉	行	行為等	格 行	登		2	Ø	
\	待	他	健	由	害	害等	害	害	症	為等	等	動	校	性	け	他	
24 年度	162	73	0	16	0	47	5	203	2	17	11	42	10	24	3	19	634
25 年度	146	72	0	9	0	19	4	204	1	15	8	41	12	26	2	22	581
26 年度	160	69	0	8	0	6	1	162	11	12	9	32	11	15	2	31	529

表 2 平成 2 6 年度市町村別・相談種類別児童受付数

我2 中风20中皮川區	1 1 7 7 3 3		122/90/	77/01	又门友			2 H-4HA	• •				
市町村名		市			上北	郡(お	いらも	t町除·	()				
	+	\equiv		野	七	六	横	東	六				
	和 田	沢	計	辺 地	戸	戸	浜	北	ヶ 所	計	管外	不明	合計
相談種別	市	市		町	町	町	町	町	村				
養護(児童虐待)	51	58	109	12	8	12	1	13	3	49	0	2	160
養護 (その他)	13	19	32	11	2	2	1	6	2	24	9	4	69
保健	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
肢体不自由	2	3	5	0	0	2	0	0	0	2	1	0	8
視 聴 覚 障 害	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
言語発達障害等	3	0	3	0	2	0	0	1	0	3	0	0	6
重症心身障害	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1
知 的 障 害	54	33	87	13	19	11	5	12	6	66	8	1	162
自 閉 症	2	0	2	4	1	3	0	0	1	9	0	0	11
ぐ犯行為等	4	6	10	0	1	0	0	0	1	2	0	0	12
触法行為等	3	3	6	1	2	0	0	0	0	3	0	0	9
性格行動	12	8	20	3	3	2	0	1	1	10	2	0	32
不 登 校	5	3	8	0	0	0	0	2	0	2	1	0	11
適性	12	1	13	2	0	0	0	0	0	2	0	0	15
しっけ	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1	2
その他	11	6	17	1	3	2	0	1	0	7	0	7	31
計	172	141	313	47	41	34	7	36	14	179	22	15	529

※市町村名が不明は、電話相談で居住地を明かさなかった場合である。

相談の経路別の受付状況は、表 3 のとおりである。相談経路の主なものは、「家族・親戚からの相談」が 2 0 8 件(3 9. 3 %)で一番多く、次いで「警察関係」が 7 5 件(1 4. 1 %)、「市町村」からの相談(福祉事務所及び保健センターを含む)が 7 2 件(1 3. 6 %)、「都道府県」が 4 9 件(9 . 3 %)、「児童福祉施設・保育所」が 3 3 件(6 . 2 %)、「学校・幼稚園」が 3 0 件(5 . 6 %)となっている。

表 3 平成 2 6 年度経路別相談受付数

	都 道 府 県	市町村	児童委員	児童福祉施設・保育所	警察関係	家 庭 裁 判 所	保健所	医療機	学 校・幼 稚 園	教育委員会等	里親	家族・親戚	近隣・知人	児童本人	その他	巡回相談で受けたもの(再掲)	電話相談(再掲)	計
件数	49	72	0	33	75	5	0	11	30	0	14	208	14	3	15	0	59	5
(%)	9. 3	13. 6	0	6. 2	14. 2	0. 9	0	2. 1	5. 7	0	2.6	39. 3	2. 6	0.6	2. 9			10

平成26年度中に措置・処理した件数は521件である。「助言指導」の処理をしたものが407件(78.1%)、「その他」が51件(9.8%)、「児童福祉施設入所」が25件(4.8%)、「障害児施設利用契約」が15件(2.9%)となっている。

表 4 平成 2 6 年度相談処理数

	助言指導	継続指導	他機関あっせん	児童福祉司指導	児童委員指導	児童家庭支援センター指導	福祉事務所送致又は通知	訓戒・誓約	児童福祉施設入所	児童福祉施設通所	指定医療機関委託	里親	法27―1―4による家庭裁判所送致	障害児施設利用契約	その他	## <u></u>
件数	407	2	2	13	0	0	4	0	25	0	0	2	0	15	51	521
(%)	78. 1	0.4	0. 4	2. 5	0	0	0. 7	0	4.8	0	0	0. 4	0	2. 9	9.8	100

(4) 虐待相談の状況

平成26年度の虐待相談は表5のとおり150件である。また、虐待の種類別件数等は表6,7,8のとおりである(平成26年度処理件数を表したものであり、受付件数とは異なる)。なお、虐待相談は、養護相談に含めて計上されているものであり、表9のとおり、養護相談181件のうち150件と、8割を占めている。

表 5 年度別相談処理件数

2 3 年度	2 4 年度	2 5 年度	26年度
5 5	171	1 4 0	1 5 0

表6 虐待の内容別相談件数

身体的虐待	心理的虐待	性的虐待	保護の怠慢・拒否 (ネグレクト)	計
3 5	7 3	1	4 1	1 5 0

表 7 虐待者の内訳

実	実父	実	実母	祖	祖	兄	義	親	そ	不	両親	
	以外の		以外の				兄		0		一	計
父	父親	母	母親	父	母	弟	弟	戚	他	詳	掲)	
76	8	63	1	0	2	0	0	0	0	0	10	150

表8 虐待相談の処理状況

助	継	. Te	児	児	里	そ	
言	続	あっ世	児 童 福 道	児 等福	親	<i>D</i>	⇒ I
指	指	めっせん機関	平 祉	人 所 極	委	の	計
導	導	\sim	司	ハ 所 施 設	託	他	
120	1	2	9	12	0	6	150

表 9 平成 2 6 年度養護相談の理由別処理件数

20 1/M = 0 1/2 20 12 12 12 12 12 12 12 12 12 12 12 12 12									
理由別	棄	(失踪を含	死	窝隹	(入院を含	复数数	·	その	計
処理	児	含む)	亡	婚	含む)	虐待	その他	他	
児童福祉施設入所	0	0	0	0	0	12	0	1	13
里親・保護受託者委託	0	0	0	0	1	0	1	0	2
面 接 指 導	0	0	0	0	0	129	24	4	157
そ の 他	0	0	0	0	0	9	0	0	9
計	0	0	0	0	1	150	25	5	181

(5) 里親制度について

<概要>

里親制度は、家庭的環境に恵まれない児童を個人(里親)の家庭に預け、その温かい愛情と家庭的雰囲気の中で育てようとする制度である。里親は、都道府県知事が認定している。

平成27年3月31日現在、登録里親数14人のうち実際に委託を受けている里親は6人(他管内からの委託児童も含む)で委託率は42.9%となっている。

養育里親、専門里親、養子縁組里親、親族里親の4種類がある。(養子縁組里親は平成21年度に新設)

- ・ 養育里親・・・保護者のいない児童又は保護者に監護させることが不適切であると認められる児 童を養育する里親
- ・ 専門里親・・・要保護児童のうち、児童虐待等の行為により心身に有害な影響を受けた児童, 非行等の問題を有する児童及び障害がある児童を養育する里親
- ・ 養子縁組里親・・・要保護児童について、養子縁組によって養親となることをあらかじめ希望する 里親
- ・ 親族里親・・・次に掲げる要件を満たす要保護児童を養育する里親
 - ア 当該親族里親の三親等以内の親族であること
 - イ 両親や要保護児童を現に監護する者が、死亡・行方不明・拘禁等の状態となったことにより、これらの者による養育が期待できないこと

2 判定業務

相談種類別判定件数は表 11 のとおりである。判定件数総数は 154 件であり、前年度の 178 件に比べ 24 件の減となっている。

判定の内容については、表12に示されているが、医学的診断指導件数は126件、心理診断指導件数は654件となっている。また、表13のとおり継続的に児童心理司や児童福祉司による心理療法やカウンセリング面接指導等をおこなっている。

表 1 1 年度別·相談種類別判定件数

種別 年度	養護	保健	肢体不自由	視聴覚障害	言語発達障害等	重症心身障害	知的障害	自閉症	ぐ犯行為等	触法行為等	性格行動	不登校	適性	しっけ	その他	計
23 年度	9	0	0	0	57	0	86	1	4	3	10	2	7	0	0	179
24 年度	54	0	0	0	31	0	130	1	0	9	7	5	21	0	0	258
25 年度	29	0	0	0	8	0	100	0	1	2	12	2	23	1	0	178
26 年度	23	0	1	0	5	0	97	0	3	3	3	1	18	0	0	154

表 1 2 平成 2 6 年度医学的 · 心理学的検査状況

		医学診	断指導				心理診	断指導		
	診断・指導	医学的検査	その他	1	知能検査	発達検査	人格検査	その他の検査	面接・観察・指導	1
児童	56	0	0	56	136	21	47	21	189	414
保護者	61	0	0	61	0	0	0	2	156	158
その他	6	3	0	6	0	0	0	0	82	82
計	123	3	0	126	136	21	47	23	427	654

表13 平成26年度心理療法・カウンセリングの状況(面接指導の状況)

		心理療法・カウンセリングの状況						
	医	師	児童心理司等	児童福祉司等	その他の職員			
児 童		0	23	79	0			
保護者		0	37	149	0			
その他		0	11	131	0			
計		0	71	359	0			

3 一時保護状況

平成26年度に管内で一時保護した児童の実人員の総数は35人で、前年度と比べて12人増となっている。また、延日数の総数は669日で、前年度と比べて399日の増となっている。

表 1 4 年度別·種類別一時保護児童数

種別	一時仍	R護所	所内保護		一時保	護委託	計	
年度	実人員	延日数	実人員	延日数	実人員	延日数	実人員	延日数
22 年度	21	1040	0	0	17	427	38	1467
23 年度	16	559	0	0	6	368	22	927
24 年度	12	489	1	1	16	229	29	719
25 年度	9	298	0	0	14	151	23	449
26 年度	15	646	2	2	18	21	35	669

管内で一時保護した児童を相談種類別にみると、実人員では、養護が24人、育成が1人、非行が3人となっている。また、延人員では、養護が571日、育成が24日、非行が74日となっており、実人員、延日数とも虐待相談を含む養護相談での一時保護が大部分を占めている。

表15 年度別・相談種類別一時保護児童数

	(種別	養	護	育	成	障	害	非	行	保健る	どの他	計	+
年月	度	実人員	延日数										
2	2 年度	27	854	3	119	0	0	8	494	0	0	38	1467
2	3年度	12	536	3	131	0	0	7	260	0	0	22	927
2	4年度	26	603	1	60	0	0	2	56	0	0	29	719
2	5年度	21	445	1	2	0	0	1	2	0	0	23	449
2	6年度	31	571	1	24	0	0	3	74	0	0	35	669

4 児童福祉施設措置状況等

管内の児童で児童福祉施設等に措置されている児童は平成27年4月1日現在で90人である。内訳は乳児院が4人、児童養護施設が68人、知的障害児施設が7人、指定医療機関が1人、児童自立支援施設が1人、情緒障害児短期治療施設が1人、里親委託が8人となっている。

表16

(平成27年4月1日現在)

	市町村名		市			上北郡	郡 (お			<u>2</u> 余く)			
		十和田田	三沢	#	野辺地	七戸	六戸	横浜	東北	六ヶ所	計	管外	合計
相談種別		市	市		町	町	町	町	町	村			
到 IH IIウ	青森若葉乳児院			0							0		0
乳児院	ひまわり乳児院	2	1	3			1				1		4
	藤聖母園	1	1	2	1		1		2		4	3	9
	弘 前 愛 成 園			0					2		2		2
児童養護施設	浩々学園	1	4	5							0		5
儿里很暖爬取	美 光 園	11	2	13	3	1			2	2	8	2	23
	あけぼの学園	7	5	12		1	1	1	2		5	11	28
	幸樹園			0		1					1		1
	八甲学園			0							0	1	1
福祉型障害児	うみねこ学園			0							0		0
入所施設	もみのき学園	4		4			1				1		5
	はまゆり学園			0							0		0
医療型障害児	あすなろ療育福祉センター (入所)			0							0		0
入所施設	はまなす医療療育センター (入所)			0							0		0
	はまなす医療療育センター (重心)			0							0	1	1
指定医療機関 (重心)	八戸病院			0							0		0
<u>, </u>	南花卷病院			0							0		0
児童自立	子ども自立センター みらい	1		1	1						1		2
支援施設	国立武蔵野学院			0							0		0
情緒障害児 短期治療施設	青森おおぞら学園			0		1					1		1
里親(ファミ	リーホーム含む)		1	1				1	2	1	4	3	8
合	計	27	14	41	5	4	4	2	10	3	28	21	90

5 子ども虐待防止対策

(1) 児童相談所法律相談実施事業

関係者が自らの虐待行為を認めない場合の法的介入、又は処遇にあたり法的手続上専門的な助言を必要とする場合などにおいて、迅速かつ適切な対応ができるよう弁護士を活用し、相談体制の強化を図っている。

平成26年度実績 相談件数 3

(2) 子ども虐待ホットライン

子どもへの虐待防止と早期発見・早期対応を目的とし、子どもへの虐待に関する通告・通報を受けるホットライン(フリーダイヤル)を設置している。

表17 平成26年度子ども虐待ホットライン受付件数

内容	件数	
通告・相談	虐待	2
世口 作歌	一般	1
間違	3	
無言	i	0
問い合	わせ	1
いたす	0	
計	7	

(3) 被虐待児フォローアップ事業

被虐待経験を持つ児童やその保護者への治療的援助等を目的としてフォローアップ事業を実施している。

表 1 8 児童福祉施設訪問指導

区 分	訪問施設数	訪問指導回数	児童実人数	延指導回数	スーパービジョン 参加職員数
26年度実績	3	5	0	5 2	5 2

表 1 9 被虐待児集団心理治療指導(児童集団治療、母子集団指導)

区公	児	童集団指	導	1	ŀ子集団指	導	スーパービジョン
区分	指導回数	児童数	延指導数	指導回数	児童数	延指導数	参加職員数
26年度実績	0	0	0	0	0	0	0

表 2 0 被虐待児個別心理治療指導

区分	児童数	延指導回数	スーパービジョン 参加職員数
26年度実績	2	5	0

表21 被虐待児の親への指導

区分	親数	延指導回数
26年度実績	1 6	7 0

(4) 施設入所児童支援強化事業

施設に入所している児童の生活安定及び自立・家庭復帰に対する支援、児童福祉施設職員との連携強化等を目的として支援強化事業を実施している。

表 2 2 情報交換会実施状況

区分	訪問施設実数	延べ訪問回数
26年度実績	3	9

6 市町村児童家庭相談支援

児童福祉法改正により、平成17年4月から児童家庭相談に応じることが市町村の業務として規定されたことから、市町村担当者の資質向上を図ることを目的に研修会を実施し、巡回支援を行っている。また、要保護児童対策地域協議会設置運営に対する支援等を行っている。

表 2 3 平成 2 6 年度市町村支援状況

区 分	会議等の名称	開催日	開催場所
26年度実績	市町村児童家庭相談担当者研修	H26. 6. 6 H27. 1. 20	青森県 七戸庁舎

表 2 4 平成 2 6 年度市町村支援状況

区分	会議等の名称	実施市町村	回数等
		十和田市	1回
		三沢市	1回
0.0 左左左往		野辺地町	1回
26年度実績(巡回支援)	 市町村児童家庭巡回支援	七戸町	1回
(巡回又饭)		六戸町	1回
		横浜町	1回
		東北町	1 回
		六ヶ所村	1 回
		十和田市	1 回
		三沢市	1 回
		野辺地町	1 回
	 代表者会議	七戸町	1 回
	八八八五成	六戸町	1 回
		横浜町	1 回
		東北町	0 回
		六ヶ所村	1 回
		十和田市	12回
		三沢市	12回
		野辺地町	3 回
26年度実績	実務者会議	七戸町	6 回
(要保護児童対策	大切石五 城	六戸町	2回
協議会)		横浜町	4 回
		東北町	0 回
		六ヶ所村	1回
		十和田市	5ケース
		三沢市	2ケース
		野辺地町	0ケース
	 個別ケース検討会議	七戸町	0ケース
	四カ37 <当次日子が成	六戸町	2ケース
		横浜町	0ケース
		東北町	0ケース
		六ヶ所村	0 ケース